

大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場（愛知県第2回）

平成30年3月28日（水）

【福和教授】 皆さん、おはようございます。年度末の本当にお忙しいところ、朝からお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場の2回目を開催させていただきたいと思います。

私、名古屋大学の福和が今日も司会進行をさせていただきたいと思います。

本協議の場は大規模・広域的災害時に被災者の救助事務が迅速かつ円滑に行われるよう、都道府県における広域調整による物資の円滑な調達、配分の仕組みや関係業界との連携方策について、関係する皆様の問題意識を共有する場として前回から開催させていただいております。その中でどんな課題があるかということが少しずつ明らかになってまいりましたが、本日も前回に引き続いて活発なご議論がいただければというふうに思っております。

本日は前回の議論を踏まえまして、今後の大規模災害発生を念頭にどのようなすれば都道府県の広域調整機能や資源配分機能というものが効率的かつ効果的に発揮できるのかということについて、具体的な課題をご議論いただけたらと考えております。ということで、本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速議事に移りたいと思います。前回の1回目の議論におきましては、物資の調達や配分については都道府県のほうの広域調整権のもとで実施すべきであるということ、それから、関係業界との調整についても都道府県側が中心となって実施すべきものであるというようなことについてご議論をいただいて、広域調整権というのはやっぱり都道府県にないと混乱を生じるであろうということについては合意を得たところだと思います。

業界の皆様もやはり窓口が一本化されていないと混乱を生じるというようなことであつたと思います。今日はそのことを頭の中に置きながら議論をしていきたいと思いますが、本日につきましては今後の大規模災害発生を念頭に、どのようにすれば都道府県の広域調整機能や資源配分機能というものが従来よりもさらに効率的かつ効果的に発揮できるのかということ、それから、都道府県の広域調整権を担保する方法として、具体的にはどんな方法が考えられるのかということについて議論をしてまいりたいと思います。

こういったことに関連しまして、出席者の皆様に資料を用意させていただいておりますの

で、出席者の皆様から順に資料についてご発言をお願いしたいと思います。

ご発言の順番は最初に内閣府のほうからお願いしたいと思います。内閣府さんのほうは本日の前に宮城県さんとか兵庫県さんとの協議の場もお持ちになっていますので、そちらのほうでの議論の様子も含めて今日ご紹介を少し丁寧にしていただこうと思っております。その時点で一旦議論をしたいと思っております。

それでは、企画官のほうからよろしく願いいたします。

【安藤企画官】 おはようございます。

業界団体の皆さんにおかれては、今週の月曜日に引き続き2回目という方もいらっしゃると思います。ありがとうございます。

まず、福和先生のほうから今週の月曜日の議論についてというお話がございましたが、まず全体を通じて内閣府の資料をご説明申し上げた後に、月曜日の議論のポイントをご紹介させていただければと思っております。

それでは、まず内閣府の資料の1ページ目をご確認いただければと思っております。

今回1ページ目に南海トラフにおけるプッシュ型支援のスキームというものをつけさせていただいております。ご承知のとおり熊本地震におきましてはこのプッシュ型支援、都道府県の要請を待たずに一方的に国が物資を送り出すということをプッシュ型という形で言っております、そういったプッシュ型が功を奏したのではないかというような評価もあります。

ただ、その一方で、プッシュ型を熊本でやったのですが、現場で混乱して隅々まで行き渡らなかったのではないかとといった反省点も一方では言われているところです。南海トラフ地震におけるプッシュ型支援のスキームということで、まず趣旨・概要のところに書いております。

実際に物資調達、発災後3日までは備蓄で対応していただくということでございますが、発災後4日から7日、まだ物流だとかの基盤が整備していない段階においては国が一方的にプッシュ型という形で送り出すような形でやっていくということです。

一番下の1ページのプッシュ型支援の流れというものもございますけれども、被災都府県からの要請を待たずに計画に基づき国が物資を送り出すわけがございますけれども、やはり横のネズミ色のところに書いてありますけど、若干灰色のところがございますけれども、被災都府県による受け入れ体制の確保といったような形、そこからまた受け入れをやって隅まで、毛細血管のほうまで行かせるということと、また、プル型支援を備えて物資の

必要量だとかの調達を依頼するということについては都道府県がやるという仕組みになっております。

2 ページ目でございます。具体的に国、地方公共団体のプッシュ型支援の主な役割ということで書いておりますが、国はプッシュ型支援等を総合調整、都道府県が開設する広域物資輸送拠点への物資を輸送と。都道府県は国からの物資を受け入れるための広域物資輸送拠点を開設、備蓄またはみずから調達した物資、国などによって調達、引き渡された物資をみずから、または被災市町村を通じて避難者に供給というような仕組みで、都道府県は広域的な機能を果たすことが期待されております。

その上で、市町村というのが都道府県から物資を受け入れて、そういったものを確保、開設、備蓄、みずから調達した物資、国から調達、引き渡された物資を避難者に供給というような形で、実際に供給というところを担当するということが考えられておりまして、この下のほうのポンチ絵というか、流れにも書いてはいますが、やはり都道府県というのが広域的な調整を掌るという流れになっております。

3 ページ目以降は熊本地震におけるプッシュ型の状況を書いております。3 ページ目は物資の状況でどの日にどれぐらいのものを送り込んだのか。4 ページは実際に物資がどのような過程で熊本に入っていったのか。5 ページ目は実際にプッシュ型を支援するスキームとしてどのような形でやっていったのか。6 ページ目は実際に国からの物資一覧というような形で、こういったものを送り込んだというような実績を書いております。

7 ページ目以降でございます。今回今年の12月に災害救助の実務検討会報告を取りまとめさせていただいて、内閣府としては災害救助法の改正が適切という形でコメントをさせていただいたのですが、実際に救助法の法案の中身ってどうなっているのかというお問い合わせを非常に多くいただいております。

この点が不明であるためにどうしたらいいのかということで、判断がつかねますというようなお声も聞いたりしております。そういったことがございますので、救助法案のイメージとして、まず都道府県の広域機能については法律で明記するということは実務検討会の報告でも書いておりますが、現在関係省庁で以下の点について調整中とありますが、今関係省庁と申しますのは内閣法制局と総務省、自治財政局だとか自治行政局だとかと調整をさせていただいております。

その中におきまして、都道府県における広域調整機能については迅速かつ円滑な救助が実施されるように、他法の例等を参考に災害救助法に新しい規定を設けることを検討とし

ております。

ここの他法の例って何なんですかとよく聞かれるんですけども、これは今ご承知のとおり内閣法制局が審査をやっておりますので、具体的に最終的な条文の形がどういう形になるのかというところについてはまさに調整の段階ですけれども、ただ一方で、広域調整を規定しているものというのは例えば国民保護法の例、また新型インフルエンザ対策法の例、またこれは福祉行政の分野でございますけれども、障害者福祉だとか老人福祉だとかの権限について、都道府県が広域調整を持つという規定は種々あるところがございます。そういったものを見ながら、今回の状況に応じてどうやって書くのかということを検討させていただいているところでございます。

次に、3番目です。あわせて域内の指定都市が災害救助法の新たな救助主体となった場合の災害救助基金の最低積立額の特例についても検討しているという状況でございます。

これは具体的に何を言っているかと申しますと、現在、災害救助基金という形で、災害救助法の救助主体である都道府県は最低積立額以上を積み立てなければならないという形で法律上なっております。仮に指定都市が災害救助の主体なる場合は、当然ながら指定都市においては災害救助基金を積み立てていただくという形になるわけでございますが、指定都市が積み立てた分については都道府県側の最低積立額から、指定都市の最低積立額を控除できる仕組みというのを今考えておるところでございます。

ちょっと話が進み過ぎるというご批判があれば甘んじて受けましても、何を言っておるか申しますと、例えば今愛知県で100億円災害救助基金を最低額積み立てないといけないという形になっている場合、そこに指定市である名古屋市が新しい救助主体になって、名古屋市のほうで例えば50億積み立てなきゃいけないという形になった場合、指定市の最低積立額を控除して、愛知県の場合は最低積立額が50億にできる制度の特例を考えているという趣旨でございます。

今のは例えですので、当然ながら実際の額は違う額になっておりますので、お含みおきいただければと思います。

あともう一点、実際災害対応というのは起きた場合、一義的に誰が対応するかという市町村がまず一義的に対応すると。市町村が自分の財源で自分でやると。都道府県知事はどちらかという広域的な観点で、消防、水防だとかの観点で広域的な調整を行うということなのですが、それが市町村のほうで一定規模の災害、例えば住家被害が何戸以上だとかといった場合は災害救助法の適用要件を満たすことによって災害救助法が適用になりま

す。

適用になった瞬間に都道府県が救助を行うという枠組みではあるのですが、現実問題、都道府県がみずからの職員も使って避難所の設営だとか、食料の供給をやるというのは事実上現実的にはないということで、現行としては13条の事務処理の特例を使って市町村に委任をして、実際は県としては、この前も1回目の愛知県の方からも確認をさせていただきましたけれども、市町村等のニーズを踏まえながら愛知県の方で国だとか関係団体と協議をしながら調整をするというのが災害救助法のスキームでございまして、都道府県知事がみずから行う例えば指示だとか、水防だとか、消防だとか、そういった指揮権行使ということには影響がなく、災害救助法が適用になった瞬間から市町村の負担すべき財源について国庫と県の負担分で作るというふうな機能であるというのが実情でございます。

そういった中で、この議論をする際に、やはりちょっとその正確なご理解ということをしていただけないまま、災害救助法の権限移譲といった場合に都道府県知事の一元的な指示権、例えば消防だとか災害対応のコントロールとしての都道府県知事のコントロール権というのも移譲されてしまうのではないかという懸念をよくいただいておりますが、実際はそうではありません。

その点につきましては8ページに書いておりますが、災害対応の一般法である災害対策基本法においては、ご承知のとおり救助法の適用の有無にかかわらず、都道府県知事に対して市町村長への指示権が設けられております。条文は災害対策基本法の72条を引いておりますが、都道府県知事は応急措置が的確かつ円滑に行われるために、特に必要があると認めるとき市町村に対し必要な指示をし、他の市町村に応援することを指示することができるということになっております。

こういった指示権以外にも、災害対策基本法には被災者の輸送、運送、被害、災害応急対策必要物資の運送に基づく指示権、また、自衛隊法に基づきます都道府県知事の災害応援要請といったものがございますけれども、今回の改正ではこういった都道府県知事の指示権については全く変更するものではないというものでご理解をいただければというふうに思っております。

その上で10ページ目でございます。よくこの災害救助法の改正法案につきましては、指定都市のほうに物資があるので、やはり指定都市を新しい救助主体とした場合、資源の先取りが発生するのではないかという懸念がよく寄せられておるところでございます。この点につきまして、1回目の協議の場、これは愛知県にかかわらず宮城県、兵庫県でも開

催しておるわけでございます。そこでの意見を事務局で整理したものが点線の中に書いてあります。都道府県としては1県2制度にならないような救助内容の調整が必要と。これは兵庫県の発言だったと思いますが、それを引用しております。

災害発生時の対策本部などの場を活用した調整の仕組みが必要ということについては、これは宮城県のご発言、ただ、兵庫県、宮城県はやはりお立場としては現行の事務委任でも足りるというふうな前提はあるのだが、仮に移譲ということがあればという条件つきのご発言だったというふうに承知しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それに対して指定都市側、これは実は仙台、名古屋、神戸、いずれも広域調整権は都道府県にあって、それを権限移譲によって毀損はされないということは皆さんもご発言をされているというところ。

一般市町村でございますけれども、この点につきましては愛知のこの場でありましてけれども、1つ目のポツのところは、豊橋市が仮に指定都市が新しい救助主体になれば、他の市町村に対する県の救助内容が充実するといったようなご発言があったものと、あと津島市からは、先取りを防止するためとにかく総合調整は県がイニシアチブを持つべきだと。これは県がちゃんとやるべきだと。防災対策だとかで資源の配分の見える化を図るべきといったようなご発言があったというふうに記憶しております。

業界団体の皆様からは、都道府県と指定都市の救助内容は統一すべきと。また、提出書類についても自治体間で統一すべきといったようなご発言があつて、また、まとめて都道府県が調整の窓口になるべきといったような発言があつたというふうに承知しております。

こうしたことを考えますと、内閣府といたしましては仮に災害救助法が改正されても都道府県が広域調整機能を持ち、資源配分を引き続き担当するということについては変わりがないと。そのため、都道府県が指定都市、関係業界団体などと連携し資源配分を行うということについては全く現行と変わらない。

そうした都道府県による物資配分の枠組みの中で新たに災害救助法の救助主体となった指定都市は救助事務を担当するものなので、基本的には資源の先取りというのは起こらないということです。

ただ、そうは言っても実際に大災害が発生した場合、想定外の事態というのは起こり得ることなので、都道府県の災害本部などで実情に合わせて適宜取決めを修正して、県がイニシアチブを持って事前の取決めなどを修正することが必要であるという考え方のたたき台を提示させていただいております。

以上がこれらの資料の説明になりまして、月曜日に行われました宮城県と兵庫県の協議の場の状況の雰囲気をご報告させていただきますと、具体的に宮城県からは資料は出ていなかったのですが、食料などについては調整が必要で、事務委任であろうが、新しい制度であろうが調整が必要である。こういうそういった広域調整権というのをきちんと精査した上で災害救助法の改正法の立案作業をやるべきではないかということ。

あと広域調整の機能の書き込みは必ずマストで必要だということと、とはいえ、全国知事会は事務委任でいいという前提がありますので、今後も知事会とも議論をしていただきたいと思っているので、よろしくというようなご議論をされておられたという状況です。

あと兵庫県さんは具体的に広域調整の、今日はちょっと兵庫県さんの資料を勝手に使うわけにはいきませんので、資料をあえて配っておりませんが、後ほどホームページ等でご確認いただければと思いますが、広域調整機能を具体的に分解されておられて、例えば仮設住宅の配分だとか、そういったところについては県がやっぱり取り組まなければならないといった事務の細分化した表を提出されて、具体的には、仮に権限移譲ということをされるのであれば、そういった部分に留意していただかないとうまくワークはしませんといったようなお話があった状況です。

業界団体さんからはそれぞれ事前にスキームを整理する場合は、業界団体も入れてほしいといったような意見、あとは様式だとかを関係者に周知するだとか、年1回は連絡会議をやるだとかといったような意見がありました。

また、例えば兵庫県の建設労働組合からは、ふだんから大工の育成が必要であるというコメントがありつつ、仮に広域的な場合はホテルだとかそういった面は配慮していただかないといけないといったような発言がありました。

あと、協定をどのように結ぶのかといった点についてもご意見がありました。都道府県と協定を結んでいるが、改正が必要なのかといったご意見が出たところです。

フリーディスカッションでは、やはりいろんな業界団体さんから言わせると、例えば県のある人、部局に相談する。その場合、災害部局が大体窓口になるので、災害部局に相談すると、それは建設部なのと言われて結局二度手間になるので、できれば最初からそういう協議をするのであれば関係者がそろった場でやってほしいといったご意見があったことと、あと、指定市のほうからは権限移譲すれば被災者救済の観点ではスピードアップするというような形のお話があったというふうに承知しております。

おおむね業界団体の皆さんからは、団体によつての濃淡はあったんですが、都道府県が

調整をしなければならないというところについては皆さん明確におっしゃられていて、その上で、例えばみなし仮設については、みなし仮設に賃貸物件を貸し出そうとした場合にインフラ整備、例えばガスだとか電気だとかが復旧できているのかというのは県が把握できないから、それは市役所のほうの事務にしてしまった方がいいのではないかとといった提案もありました。そうしたほうが具体的にこの地域のみなし住宅は貸すことが可能といったことがすぐわかるので、そういったことも含めて、県の広域調整という傘のもとですが、市役所のほうへ権限移譲したほうがいいのではないかとといったようなご意見もあったというふうに承知しております。

あと、ちんたい協会からのご意見だったと思いますけど、仮に今回権限移譲という形が起きた場合、メリットってあると思われませんかといった発言もあり、宮城県も兵庫県もちょっと困りながらも、やはり災害のときに事務が集中してしまうというところで言うと、権限移譲だとか事務委任どっちでやるにしても、やっぱり人員をシェアするだとか、そういったことは必要ではないですかといったようなことが宮城県から、兵庫県からはやはり罹災証明で人手が要ると。そういうこともあるので、やっぱりマンパワーという観点ではシェアしたほうがいいといったご意見がありました。

あと、プレハブ協会さんからはもっと大局的なところで、県に広域調整があるというのは当然なのだが、例えば東日本大震災だとか南海トラフのように県をまたぐ場合はやっぱり国が調整してもらわないとそこは困るといったご意見もあったというふうに承知をしております。

以上、冗長になりましたが、今週の月曜日のご意見等を紹介させていただきました。

以上でございます。

**【福和教授】**　まずは今丁寧に説明いただきましたけれども、前回多少曖昧としていたことが相当クリアになってきたというふうに感じます。

一番のポイントとして、1つは、広域調整はやっぱり県がやるべきであろうと。県でもしのげないようなもう少し大きな規模の地震のときには複数県の調整も必要になるので、そこは国も出てくる必要があるだろうということが1つ。

それから、いろいろな指示の権利というか、その力は県のほうにあるので、それも変化がなさそうであると。

お金の面で言うと、政令市がもしもそれでお金を出した場合には、その分は県のほうの負担は減ってくるというようなことであるかと思えます。

実際に被災をされた宮城県とか兵庫県の人たちは被災体験に基づいてもう少し具体的なことも発言が始まっていることがわかりました。

いずれにせよ、災害時にいかにそのときにあるリソースを有効に活用して、無駄なく、いかに早く被災者の人たちを救うかという点で言うと妥当な議論がこれまでされてきたというふうに思います。

大体頭の中に課題も見えてきているということで、特に大事なのは一番最後のところの1枚の全体のまとめのところだと思いますが、このまとめについて、前回の議論と齟齬があるかどうかということで、もう一度改めて見ていただけますでしょうか。多分最終的にはこの1枚のペーパーが大切な論点になってくると思います。ここで字句の修正とか、あるいは追加すべきことがあるとかいかがでしょうか。

総論としてはそんなに問題がなさそうな気がしますけど、県庁さんはよろしいですか。市役所さんもいいですか。それから、半分行司役の豊橋市さんと津島市さんもそんなに問題なさそうですか。

実際に供給する側の協会の皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、おおむねこういう方向で物を考えていくということは皆さんそんなに反対意見はなかったということを前提に、もう少し具体に入っていったって実際にこういった方向で物を考えていくとしたら、愛知県さんと名古屋市さんとの間でどんな課題がありそうかということをもとめていただいておりますので、資料2については、これは県庁さん、市役所さん、ではまとめてご説明を橋本さんのほうからお願いいたします。

**【橋本主幹】** 愛知県防災局災害対策課の橋本です。

資料2について私のほうからご説明させていただきます。

前回の2月1日の協議の場でのお話を受けまして、名古屋市と県とで課題や今後進めていくべき方向性について確認を行いました。そこで、どういった項目が出たのかということをもとめたのがこの資料でございます。個々の項目について名古屋市さんと話をする中で、こうだということをお互いに合意するというものではなく、こういう項目が今後の課題としてあるのではないかというところの抽出を行い、それについては、また、今後の話し合い等でということでございます。それを前提にお話をさせていただきます。

全体としまして、私が名古屋市との話の中で受けた個人的な印象ですけれども、特に物資については、応急仮設と一くくりに議論するというのはちょっと無理があるのかなということ、また、物資は、今回の議論を進める前提として、県と政令指定都市だけでなく、

他の市町村も交えて県内の仕組みづくりを検討することが必要ではないかと感じました。そういった私の感想を頭の片隅に入れていただいて、それぞれの項目についてこういったものかというのを少し詳しくご説明させていただきます。

1番の県、市町村、民間団体との連携の円滑化についてですけれども、上の2つ、県と民間団体の間での協議、情報共有の場への市町村の参加と、その下の、救助事務に係る基準、手続、書式の標準化についてです。

この2つについては、次の2番の物資の調達、供給、それから3番の住まいの確保という部分にもかかわってくる全体的な事項になるかと思われます。前回、2月1日の協議の場におきまして、各団体の皆様から県、市の窓口や様式などの手続を統一するよう意見がございました。この意見につきましては、災害対応を円滑に進める上で必要なことですので、この機会を利用しまして、今後、各業界団体の皆様や政令市以外の一般の市町村も交えた勉強会のようなものやっけていく必要があると考えられます。

次の救助事務に従事する人材の広域的な受援計画の事前検討という部分でございますが、南海トラフ地震のような広域的な災害が発生した場合には、あらかじめどのように県と県内の市町村が協力するのか、また、県外からの支援をより効果的に活用するのかといった受援のあり方について事前に検討する必要があります。

次の電子メールを活用した連絡体制の検討についてでございますが、発災時においては、迅速性が問われる一方で正確な情報が入手しづらい状況となるということが過去の災害からも想定できるものです。こうしたことから、1対1の連絡方法に加え、例えば、メーリングリストの登録とかという形で、県、市、それから関係団体で、瞬時に情報が共有できるような連絡体制についても検討していく必要があります。

法律、建設、不動産、福祉、金融等の専門家による総合相談体制の検討についてでございます。

これは、一定規模の災害が発生した場合には、必要に応じて、県、名古屋市でそれぞれに相談窓口を立ち上げ対応することとなっておりますが、県民からの相談が多い分野については、ばらばらにやるのではなく一体的に立ち上げ運用したほうが効率的な場合があるといったことで、こういった総合的な相談体制ができるかどうかの可能性についても検討することが必要でございます。

次の物資の調達、供給についてでございます。

言葉の説明の前に、物資についての私の印象でございますけれども、どうしても前回の

ときから私の中でクリアになっていない部分がございます。物資については、特に救助法の枠外で、政令指定都市以外の市町村が協定事業者に対して、これは自分のところで負担するから食料を調達したいということで独自に動くということも可能なものかと思われまます。こうしたことから、県と市が救助の主体となった場合に、それ以外の市町村が資源を取り合うといった状況が起こり得るのではないかというところが危惧される部分かなと感じました。こうした、県内の物資については、どうしていくのかというのをもう少し議論しないと、現行の委任方式がいいのか権限移譲がいいのかというのは、何とも言えないのかなと私自身は感じております。

それでは、2番の記載事項の説明についてでございます。これも上の2つを合わせてご説明させていただきます。

まず、市町村間等の備蓄物資の応援というところと重複協定自治体からの要請が協定事業者に重複してあった場合の対応ということでございます。先ほどの話を重なる部分もありますが、食料や日用品につきましても、県と県内の市町村が同一の企業や団体とそれぞれ協定を結んでいるということが少なくない状況にあります。そうすると、どの自治体に何をどれだけ供給するのかということが、いろんな市町村から協定事業者に要請があった場合に、協定事業者、企業等の判断に配分が委ねられるということがあるのではないかと。それは、結果的に、必ずしも効果的な配分がなされるとは言えない状況が出てくるのではないかとございます。

それで、特に、応急仮設とちょっと違うのかなと先ほど言ったのは、物資については発災直後に食料等が不足する状況下では、こうした企業の判断に委ねるとというのが致命的な状況となる可能性があることが危惧されるところでございます。こうしたことから、県と県内市町村とで協定が重複する場合におきましても、事前に配分方法を、企業を交えて意見も聞きながら調整しておくことが必要だと思われまます。

それから、円滑な物資供給に関する様式の共通化についてです。

食料、日用品に加えて、これを輸送するトラック等の輸送手段の確保、手配についても、応急仮設と同様に様式の共通化をする必要があるということと、県、市町村のすみ分け。例えば、県であれば、広域物資輸送拠点としての役割、市町村であれば、地域内輸送拠点での役割があるかと思いますが、それぞれの役割用途に合わせた必要な大きさのトラック等の輸送手段の確保に関する仕組みづくりについても行うことが必要です。

被災状況に柔軟に対応できる統合的なロジスティクスの必要性についてです。

地震災害といいましても、津波や火災、建物倒壊など、災害の規模や種類、特性なども異なりますので、柔軟に対応できる輸送方法について検討する必要があります。こういった課題、名古屋市さんとの話の中で出てきたものを資料2の項目として出させていただきましたが、もう少しどういうことかということが今申し上げたようなところでございます。

3番の住まいの確保については、建設部のほうからご説明させていただきます。

【久野主幹】 では、続けて、手元の資料の3、住まいも確保の部分につきまして、公営住宅課のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、(1) 既存ストックの有効活用、主に借り上げ型の話になるかと思えます。応急仮設住宅とする物件の選定方法だとか契約方式、借り上げ家賃、家財保険等の事前検討なども、今後、今、防災局さんがやられるであろう勉強会と同じようにやっていく必要があるというふうに認識しております。特に借り上げの賃貸住宅のストックにつきましては、一般的には都市部に集中しているということで、勉強をするにしても、ある程度、的を絞った方々でやる必要があるのではないかなというふうに思っております。

2つ目、敷金等も含めた契約条件に係る協定団体との調整とか発災後の手続を定めた事務マニュアル等の作成ということで、これは普遍的な話になるかと思えますので、全体論の中で、防災局さんとも連携しながら歩調を合わせて、さっきの様式の統一化とか、そういう話もありますので、やっていければなというふうに思っております。

2つ目の住宅の応急修理や仮設住宅の建設の迅速な実施という中の1つ目ですけれども、気候や被災者の状況に応じた応急仮設住宅の仕様に関する関係団体との事前協議や検討ということで、これは、災害の規模にもよるんですけれども、要は、早く大量に供給しなければいけないという1つの課題と、被災者の状況に応じて個々に丁寧に供給しなければいけないという状況がせめぎ合うことになるので、万人に対応したものを大量に供給すればコストが上がってしまうというジレンマが生じますので、どこかですみ分けをすると。大量に普遍的に供給するものはなるべく低コストのもので、個々に対応したものは少数精鋭でつくるとか、そういったようなことを検討しなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

2つ目、入居後の維持管理や修理、改修等を適切かつ効率的に行う体制の事前検討と、こちら多分、東日本などでは、3月に発災し仮設を主に夏場につくって冬前に寒冷地仕様への改修を行ったというようなことがあるというふうに聞いていますので、その辺も、最初にどういう仕様でつくるかというのをしっかり詰めた上で、なるべくそういう修理等

が出ないような仕組みとか、そういうのも検討しては必要ではないかというふうに思います。

3つ目の広域避難発生時の公平性、迅速性の確保、こちらは、それぞれ3つ項目がありますけれども、主に複数に県にまたがるような被災の場合とか、そういう話に発展していきますので、これこそまさに県単独でやるような話ではないと思いますし、建設部関係だけでやるという話でもないと思いますので、先ほどの防災局さんがやられる勉強会とかと一緒に足並みをそろえてできるかなというふうに思っております。

以上でございます。

【福和教授】 名古屋市さんのほうから何か補足はございますか。

【小堀室長】 事前に話し合っています。

【福和教授】 具体的な課題をお出しいただきましたので議論がしやすくなったような気がいたしますので、順に上の課題から皆様のご意見をお伺いできればと思います。

まずは、県、市町村、民間団体との連携の円滑化ですが、これにつきましてご意見がございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。1つ目、これは協議の場をつくりましょうということですから、これはぜひやっていただきたいということしかないんですが、これは言うはやすし、協議の場をつくり、かつ継続するのはなかなか大変なので、これはぜひお願いしますということをごここでは申し上げることになると思います。市町村の参加といっても、愛知県下全部の市町村が参加するとなると50を超える市町村になってしまって、実効性がなかなか伴わないおそれもありますよね。ここは上手に幹事の市町村を中心に深い議論をし、全部の市町村とともにちゃんと情報共有するとか、何か具体的なアクションをどう行うかをぜひ考えていただきたいと思いますが、これは新年度にやることで決定でいいですか。

【橋本主幹】 とりあえず、前回の名古屋市との話の中では、どういった課題があるのか、そこで重大なものは何なのだろうというようなことを重点的にお話しいたしまして、課題を解決するとか、また、この協議の場も解決する場ではないという認識で我々はスタートしているものです。

【福和教授】 大事だと思います。

【橋本主幹】 とりあえずこういった課題があり、双方で確認したという状況でございますので、ここで、やるともやらないとも、まだ、今後の調整の話になってくるものから、お答えしづらいです。

【福和教授】 わかりました。ぜひ、頑張ってやってくださいという、基本的には、皆さん、応援演説があることだと思います。

それから、2つ目ですが、基準、手続、書式等の標準化、これも今のこととかかわりのあることですが、とても大事なことです。ぜひ進めていただけるといいと思いますし、これは進めるに当たっては、周辺の県とか、あるいは国の動向を見据えながら、愛知だけが独自になり過ぎないように工夫もしていただければよいと思います。2つ目も、これもよろしいでしょうか。特に民間団体の方々にとっては、1番、2番は大事なことだと思います。

3つ目、人の受援計画ということですが、これにつきましてはいかがでしょう。これは、災害規模によって受援計画のありようが全く違ってくると思われまじ、この受援計画は、規模の小さな災害であれば県内の市町村間の受援計画になるし、神戸クラスの地震であれば比較的応援体制はできるので、県としての受援計画は極めて重要になると思いますが、一方で、南海トラフになってしまうと、受援計画ではなくて県内の人をどう有効活用しながらリソースを最適配分するかということになるような気がいたしますので、3番は、事前に災害規模別戦略をつくるということでもいいですか。そういう議論をするということ。

【小堀室長】 先生がおっしゃったとおりだと思っています。名古屋市は市の受援計画をつくったばかりですけれども、時間の経過により対応が変わってくると思います。例えば、水道であれば、当然、名古屋の部隊は、自分のところがあるところまで復旧すれば周辺へ行かないといけないだろうとは意識しているので、おのおのの市町村が自分のところを復旧することと、おのおのの市町村の被害状況によってどのように応援に行くのか。それは、県さんが、ほんとうに広域調整権の中でやっていただくことだと思っています。

【福和教授】 これも1番とかかわりがあることで、協議の場をつくりながら検討を深めておくことはとても大事であると思われまじ。

4番目、連絡体制の構築、これも大切なことで、これが書いてあるということは、今まで連絡体制がなかったかもしれないということを通推させることでもあるので、ぜひやっていただければと思います。

最後のところの総合相談体制の検討ということは、これも必要ですが、相談体制の前に、全体としての戦略づくりをした上で課題を明快にし、それを解決する枠組みづくりをするというのが多分1番でいいですね。一番最後だけが特出しであり過ぎると、もう少し課題もありそうだなという気もいたしました。1番は、もっともなことばかりが書いてある

と思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

【徳森住宅対策部長】 中身、大変賛成でございますね。それでございますが、肝心なのは、例えば、発災前の事前の協議ということが非常に有効だと私は思いますけれども、発災後、時間とともにいろいろな状況変化がある中で、2番の4番目にあるような被災状況に柔軟に対応できる統合的なというのが真っ先にないと、おそらく事前計画が途中で幾らも挫折をしながら変化に対応しなきゃいけない事態になるのかなというふうに思いますので、そのところを、ぜひ、うまく表現していただければと思います。

【福和教授】 1番の一番上のところ、多分、まだこれは事前協議をまず始めましょうということかもしれませんが、その中には、2番の4番目の項目、これは仮設住宅のことにも、それから物資の調達のことにもかかわることだと思いますから、そこについては両方合わせて、被災状況に応じた柔軟な対応と協議の場というようなことを書いていただいたほうがいいかもしれませんね。一番上に、1番の中に持っていてもいいかもしれません。発災後について1行書いておく。

それでは、2番へ行きましょう。物資の調達、供給について。

1つ目は連携のあり方ですね。物資の応援というのは、物資そのもののやりとりという。それとも、ソフト的な対応についても応援ということだと思えばいいのでしょうか。1つ目、市町村間及び県間における備蓄物資の応援というのは、物資そのものの相互の受け渡しなのか、人とかも含めたことだと思えばいいのでしょうか。これからの協議ですね、これも。

【橋本主幹】 一応、仕組みとしましては、まずは家庭というのを言っているんですけど、基本的には市町村で避難所とか、そういったところの食料、飲料水等を備蓄していただきます。それが不足する場合に備えて、県としても備蓄している部分がありまして、足りない市町村に県の部分を入れていくという仕組みが既にございます。

【福和教授】 融通し合いをするということですね。

【橋本主幹】 そこに人だとかというところになると、そこはまだ、今後必要に応じてということになるのかなと。

【福和教授】 とにかく、物についての融通をし合うということで、逆に言えば、県下の全ての市町村の物資量を県が把握をした上で、災害時に災害レベルに応じて調整しながら、ここからここへ貸してあげてよという調整をするというところに踏み込まれた。

【橋本主幹】 済みません。そこまでは踏み込んでいないんです。

【福和教授】 わかりました。

【橋本主幹】 県の物資を足りないところに持っていくというところは……。

【福和教授】 これは県だけなんですね。

【橋本主幹】 今の仕組みで既にありますので、そこをさらに踏み込むかどうかも含めて、課題ということで。

【福和教授】 協議、わかりました。

【橋本主幹】 ここに書かれていることを、ここで解決するという話をおっしゃられると、全ての答えが「課題として抽出したところで、今後、協議です。」となります。

【福和教授】 わかりました。課題としては重要でありますよね。

次は、重複協定自治体と重複申請、これは最も重要な問題で、みんな重複し合っているもので、これは調整が必要であるということはおっしゃるとおりですが、調整し過ぎると早くに動けなくなるという面もあるので、スピード感と調整時間というところのトレードオフでいい仕組みを考えましょうということですね。これも大切なことだと思います。

次は、円滑な物資供給に関する様式の共通化、これも上と同じですね。それから、柔軟な対応ができるロジスティクスの必要性と、これもよろしいでしょうか。1番、2番は、何となく、皆さん、そうだなと思うところで、ただし、問題なのはトラックがないということなんです。物はあってもほとんどトラックがない。それから、多分、トラック協会さんは、ものすごく大きな企業からものすごく小さな運送会社までが入っていて、全国のトラック協会でちゃんと差配できるのは、ものすごく大手のところしかないと想像されます。この物資供給に関しての、トラックについての調達については、どこかで本気で考えたほうがいいですよ。

【橋本主幹】 愛知県のトラック協会は、いろんな方もおっしゃるんですけど、全国でこれだけしっかりコントロールできるところはないというふうに言われていまして、研修センターなんか、普通のロジスティクスセンターほどではないですけど、それに近いような物流の拠点として使えるようなものでございます。

【福和教授】 それでは、安心してよろしいんですね。ただ、先日伺っていますと、トラックの調達とか、いろいろなことについては、県レベルではなくて運輸局レベルで差配をされるようなことを私は聞いていて、これが市町村レベルの話と都道府県レベルの話と、それから運輸局レベルの話があるかなという気がちょっとして、それで気になってお聞きしました。運輸局レベルのほうは、全国のトラック協会と直接やりとりをして、その指示

に基づいて各県のトラック協会も動くようなことを伺っていたということもあり、なかなか悩ましいなとは感じて、今、発言させていただきました。

次、よろしいでしょうか。住まいのほう、1番目はなかなか大変な問題で、現状のみなし仮設にできる住宅戸数についての把握がなかなかできていないと思われまので、これは大事ですよ。もしも、それを使うときにはどう利用すればいいかということも考えておくということは大事。実際にこれが動くといいと思います。

それから、2番目、これも災害規模別に多分議論をしなくちゃいけないくて、南海トラフ地震の最大クラスの地震のときの失う全壊家屋数は240万棟ですから、多分、高質な住宅を供給するというところにこだわると供給できる数があまりにも少ないので、2番の話は1番と絡めながら、どのぐらいの数までであれば、こういうやり方があるというような戦略を多分、立てておく必要があるのかなと思います、いかがでしょうか。ここは、2番はどちらかという、すごく質のいいものを供給するというところに……。

**【久野主幹】** 今の流れとしてはそういう流れなんです。どんどん高質化して、コストも上がってきているという状況なので。ただ、微に入り細に入り、やり過ぎると、コストが高くなってしまったくさん供給できない。

**【福和教授】** マンパワーのこととか資材のボリュームの面でも、そんなにたくさんつくれないものですから、ここは、ぜひ、真剣に悩んでおいたほうがいいことだと思われま。

**【久野主幹】** あと1つ、被災者の状況に応じた仮設住宅の仕様というのが、よく、例えば、障害者の団体の方からは、最初から仮設をバリアフリーにしてくれというのが結構要望としてあるんですけども、それをやってしまうと、さっき言った供給スピードが落ちるといふのとコストが上がってしまうといふのがあるので、被災者の状況に応じ、そういう方々は、むしろ、例えば、借り上げ型で既にバリアフリーになっているところに移転してもらおうとかというのも事前に考えないといけないのかなと思いますけど。

**【福和教授】** そのような議論の場ができることが、今はとても大切だと思いますから、ぜひ、この件も前向きに議論いただければと思います。

広域避難発生時の公平性、迅速性の確保、これは、県下全体での公平性ということで、今のご発言にもかかわることだと思われま。これについて、皆様のほうから、全体、今、復習をしてみましたけれども、いかがでしょうか。

**【平瀬業務第一部長】** 資料2の3の住まいの確保の中の(2)ですが、気候や被災者

の状況等云々のところなんですけれども、これは、建設するに当たりまして、迅速にということを考えますと非常に大事なことでございまして、実は、何県からは、県独自の仕様を考えているが、これで建設できるかというような問い合わせがあります。是非、各県が独自の仕様を検討して頂ければありがたいと思っております。と同時に、気候、様々な条件の下で、暑さ、寒さ風が強いか、雪が多いとか、と言う幾つかの気候の分類をした上で、プレ協としての仕様を検討してまとめつつあるところでございます。そうは言っても、それは、あくまでもプレ協としての考え方でございますので、できれば、各県が県独自の配置プランも含めながら仕様というものを検討していただければ、いざとなったときにスムーズに建設ができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福和教授】 これはぜひ事前にプレ協さんと相談をしながら、愛知県として、しかし、これは県レベルで差がついちゃうのも、またこれは困り事なんですよね。

【平瀬業務第一部長】 プレ協には、今までも標準がございます。今言いましたように、県によって様々な状況がございますので、それに見合うような、対応できるようなものについては、オプションというような形でやらせてもらっているのが現状です。そういうことも、鑑みながら検討してもらえればありがたいなと思っております。

【徳森住宅対策部長】 全建総連でございます。

プレ協さんがおっしゃること、我々もそうだと考えておりますが、その仕様のほかにも、例えば市と県で建設用地の候補を上げる際に、県は県境を含めて広い範囲が指定できるかと思うんですけれども、政令指定都市の場合、候補用地が限られてくるのではと思っていて、その場合、県下に、市内に住民票がある方が仮設住宅を市外に建てられる必要が出てくるんじゃないかと。あるいは県境をまたいでお願いする場合には、政令指定都市は困らないのかなという心配が1つございます。

それから、もう一つは、建設に際して、事前に道路の啓開ですとか、あるいは建物の解体ですとか、廃棄処分場の確保というのは非常に大事なんですけれども、そういったものについても、ぜひ県、あるいは政令指定都市、あるいは広域支援、この(3)にも共通してまいりますけれども、検討が必要かと思っております。

【福和教授】 いずれもおっしゃるとおりで、災害後の復旧・復興に関する戦略を、県と各市町村を交えて、全体としての戦略を立てておいていただくことが極めて重要かなと思っております。県庁さん、一応、復旧、復興のマニュアルなんかはおつくりにはなっているんですけれども、もう少しそれを実効性ある形で、皆さんで見直ししていくということか

と思いますが、どちらから行きましょう？

【久野主幹】 先ほどの仮設住宅の市外への建設に関しましては、前回ご報告しました毎年行っている模擬訓練の中で、市町村間をまたいでの建設要請といったようなものもシミュレーションの中に組み込んで実施していますので、愛知県で建設を、つくったことはないんですけども、その辺は対応できると思っております。

【福和教授】 多分そのときは、建設できる、できないということに加えて、住民票の問題とか、課税への問題とか、小中学校の問題とか、いろんな附随する問題がたくさんあるので、できればそういうようなことについて、部局を超える形で総合的に議論を先にしておくと、実際するときにはスムーズに動くだろうと思われる。だから、ここは建設部局だけだとできなくなっちゃうので、やっぱり災害対策のほうが全体をコーディネートしながら、建設部局の方がハード的な対応をしていただくというのが好ましいかなと思います。

【小堀室長】 先ほど、スペースの確保とか道路啓開の話があったと思います。総合啓開といって、道路もあれば、航路もあるかと思えます。今のところ、南海トラフについては中部地整が総合啓開の計画をつくっておられて、我々もその議論に参加させていただいていますが、ほんとうに大きい災害が発生した場合はその枠組みの中で動くだろうと思っています。それから、空地の確保につきましては、名古屋市では市の中に一定規模以上の空地がどれぐらいあるかというリスト化ができたところがございます。先ほどご指摘があったように、瓦れきの処理とか、非常に大きなスペースが要るものもあるので、そういった部分は県さんとの協議がどうしても必要となり、連携していかないと難しいと思っています。

【福和教授】 おそらく、この協議の場の議論を随分超える大事な課題が今いっぱい出てきていると思いますけれども、特に道路の啓開をしようとする、どう考えても、南海トラフ地震レベルになると、全く重機が不足して道路啓開ができないということだけは、中部地整さんの検討の中でも明らかになってきているところもありまして、災害時に何を優先して人命を救っていくかという総合的な戦略の中でのものを考えていくしかないので、ぜひそういうことを議論できる場をつくっておいていただけるといいと思います。特にこの地区の場合は、万が一堤防が破堤してしまうと、長期湛水してしまうエリアが極めて大きくて、例えば津島市さんのように海拔が低いところの場合には、相当にエリア広く水につかると、そこは道路啓開の問題よりも前にさまざまな課題が出てくるので、そういうと

きこそ、市町村を超えた連携を県のほうで図っていただくということが必要になるかなと思います。

【橋本主幹】 先ほどから応急仮設について、標準仕様だとか、統一化だとかということで事前の取り決め、協議というお話があるんですけども、建設サイドから聞いている話だと、今の基準額で応急仮設が本当に建つのかという話がよく出ます。結局、事前に取り決めようとしたときに、明らかに特別協議ありきの標準仕様ということでは、それはなかなか事前の協議というのもできないものですから、まずは普通に考えてきちんと建つような基準額を設定した上で、そういった枠組みをつくっていくという順序じゃないかなと私は思っております。

【安藤企画官】 おっしゃられるとおりだと思っております。ただ、その一方で、障害者だとか、いわゆるバリアフリーが必要な方というのも当然認識はしております。私どもとしても、そうした点についても勉強させていただいておりますので、今言われたようなお話も含めて、内閣府防災のほうでも引き続き検討したいと思います。あと、最近の仮設住宅の特別基準の協議はどのようになっているかというのを簡単にご紹介させていただきたいと思います。去年の九州北部豪雨の例、朝倉市だとか東峰村の場合ですが、やっぱり高齢者が非常に多い地域です。例えば、私どもも正直言うと迷ったのがウォシュレットと、あと、今、IHコンロです。正直言うと非常に悩みました。災害救助法の仮設住宅の最低基準というのは、本当に必要とされる最少限度というような形の設定になっております。その観点から言ったときに、ウォシュレットというのが本当に必要なかどうか。また、いわゆるIHで本当に必要なかということ。もっと言うと、IHのコンロを入れるといった場合、ガス口にコンセントもつけないといけないのですが、当然ながら。それを認めるかどうかというので非常に悩みまして、結論は、ウォシュレットについては特別基準では認めず、IHについては、高齢者に限定ということで特別基準という形で認めさせていただいたと記憶しております。

あと、金額、どちらかというところ、仕様もさることながら、最近金額のほうが、やっぱり実態というか、一般基準に合っていない。ご承知のとおり、仮設住宅、大体1戸当たり550万円というのが一般基準ですが、これは実は昨年4月に改定をしたばかりで、その前というのは230万ぐらいだったのですよね。ご存じだと思いますけど。その一方で、東日本の実態、熊本の実態を踏まえまして、550万円に上げたのはいいのですが、九州北部だとかで見ると、まだ精算が終わっていないので最終的な額が出ているわけじゃないの

ですが、700から800万のレンジぐらいで大体1戸当たりおさまっているという状況で、これも結構頭が痛いなということ。あと、これを言うのがいいのかどうかということ非常に迷いつつもお話をさせていただくと、仮設住宅を建てないといけない場合というのは、大抵救助費というか、国庫負担の救助費と、あと、県さんが負担されるやつというのは結構高くつくケースが多くて、最近の例で言うと、熊本は災害救助基金を一回空にして、やっておられたということです。しかし、結局、災害救助法の場合、国庫負担と、あと、特別交付税で県単独分も見てもらえますので、そういう意味でもろもろ、9割以上は大体国の負担という形にはなります。あと、台風10号で、岩手県が被害を受けたときは、災害救助基金を積み直ししていて、大体90%を超えたぐらいで台風10号が発災しました。仮設住宅を建てるという形になりましたので、結局救助基金も空になりました。そうした状況も、現実としてあるということをご紹介させていただきます。

以上でございます。

**【福和教授】** 随分仮設住宅の質が上がってきているので、それに伴って建設コストが相当に上昇しているという状況を今教えていただきましたが、これはなかなか難しく、小さな規模の災害のときには丁寧に、そして、ある程度無理をしてやれるし、そういうふうにした仮設住宅はメディアにもよく取り上げられるし、首長さんも褒めてもらいやすいということもあって、どちらかというところでは、小さな災害で豪華志向というところはどうしても否めないところはあると思います。ただし、この協議の場のもともとのベースは、南海トラフ巨大地震のような、ほんとうにどうしようもなくいろんなものが足りないときに、少しでも資源を活用してより多くの住宅を供給したいということにありましたから、問題は、どこまでつくってもらえるかのことのほうが大事ですよ。だから、現状の私たちの社会で供給できる数はどのぐらいなのか、その数の話と質の話を、どっちを重視するかというのは、災害の厳しさによっておのずと差はあるような気がします。普通にしゃべると豪華で質をとりませんが、そのことに加えて、とにかく最低でもいいから数をと。多分先ほどの、最低でもという最低をもっと下げないと、数は供給できない可能性もある気がしています。

**【南本部事務局次長】** 先ほど、バリアフリーの物件に関して、みなし仮設のほうでの対応もというようなお話があったかと思うんですけども、賃貸住宅でバリアフリーの物件というのは、基本的にはないと考えていただいたほうがいいぐらいな状況だと思われまうので、やはりそのあたりの検討というのは事前に幅広く考えておく必要があるのかなと

いうことを1つ思いました。

あと、資料2のほうの3の(3)の一番下のところの広域ブロック等での協定の締結というところがあったんですけども、こちら、平成27年に関西広域連合のほうでは、複数県にわたって広域な協定を締結しておりまして、その2年後に関東地整のほうがリーダーシップをとっていただいて、関東ブロックで複数県で協定を締結したというような事例もありますので、そのあたりを参考にさせていただいて、中部地整さんに音頭をとっていただくような形で協定の締結を進めていただければと思います。

【福和教授】 これは建政がやっているんですか、地整局ですと。建政部ですかね、リードするのは。

【南本部事務局次長】 関東のときには関東地整さんが複数県……。

【福和教授】 地整局の建政部さんをお願いしないとだめかもしれませんね。確かにここ、広域的な議論があまり進んでいないので、今おっしゃったように、関西広域連合とか関東地整さんに比べると住宅にかかわる議論がちょっとおくれ目なので、おっしゃるとおりだと思います。それを、地整局さんに音頭をとってもらうのがいいのか、あるいは、愛知県さんのようなところが、3県1市とか4県1市の枠組みがあるので、その枠組みの中で協議を始めるかは検討いただけるといいかなと思っています。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 部屋については、せっかく民泊というのが最近できていますので、貸すということであれば、民泊というのも利用されたらどうかなという気はしますね。

【福和教授】 今おっしゃったのは、民泊としてもう使われているものを使うということか、それとも、普通の住宅の方々が民泊的に部屋を新たに貸すという話か、どちらですか。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 部屋があいておるところがありますので、あいておるところを民泊という形で使われたらどうかなと。そのほうが数があると思う。

【福和教授】 わかりました。数はございますね。部屋貸しみたいな形ですか、それとも……。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 部屋貸しも含めてですね。

【福和教授】 そうすると、やっぱり空き家利用ですね。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 空き家利用ですけれども、民泊という形をとっているところを使いたいなという気もしますが。数では。

【福和教授】 制度利用としては民泊的な制度の利用ということでしょうか。

いずれにしても、空き家の現状を把握しないと、いろんな戦略が立てられないんですね。そこはどうしても行政の方々がリードしていただかないと、なかなか難しいかなと思います。これを建築部局がやるべきなのか、どこの部局がリードしていただくのがいいかも含めて、お考えいただけるといいと思います。

【鈴木常務理事・愛知本部長】 空き家は結構ありますので、かなり思ったよりは供給できると思いますね。

【福和教授】 名古屋大学にいらっしゃった先生で、空き家の件数を概算して、それをどういうふうには災害時利用するかという研究もされている人はいるので、ほんとうはそれはやっていただけるといいことかなと思ってはいます。2割ぐらいはあいているものがありますから、意外と活用はできると思います。だから制度設計と、一体どこにどのぐらいあるかということの把握の話でしょうか。

【杉林主幹】 先ほど広域の協定の話が出ていたと思いますけど、中部地整さんのほうで、地整のほうで既に東海4県で勉強会というのを今行っておりまして、この間から名古屋市さんも入っていただいておりますので、まだ勉強会の段階ですけれども、そういった動きもありますということで、それだけお伝えします。

【福和教授】 それはどんな部局の人が入っていますか、県庁さんでは。

【杉林主幹】 基本的には、私どもの部屋ですから建設部。

【福和教授】 それでは、ちゃんと。名古屋市さんは大丈夫？

【加藤課長】 私どものほうは、住宅部。

【福和教授】 それでは、問題ないですね。スピード感を持ってとお伝えください。

随分個別具体的な問題点をお話しただけでも意味があったというふうに感じます。できれば、今のような議論を継続的にしていくような仕組みづくりは、またこれからぜひお考えいただきたいと思います。

大分資料2について議論が進みましたので、最後、資料3のほうに進みたいと思います。

災害救助法に係る応急仮設住宅建設の政令市への権限移譲に係る課題ということで、プレハブ建築協会さんのほうでおまとめいただいております。

【平瀬業務第一部長】 この資料3—1、3—2でございますけれども、実は2月1日

この協議の場で、資料なしでいろいろとお話しさせてもらったものに対しまして、先生のほうから、やはり文書にまとめなさいというご要望がありましたので、一応まとめたものが資料3-1でございます。

今、皆様いろいろ議論した中で、ことがほとんど資料3に列記されておりますので、この説明は割愛させていただきます。資料3-2のほうですけれども、すごい具体的なものになってしまいますが、仮に指定都市さんの方に権限が移譲になったときの応急仮設住宅の建設に係るあっせん要請の流れ、スキームをここに書かせてもらいました。①から⑦と番号を振ってございますが、この様な流れであっせん要請を進めていければ、スムーズにと言いますか、1日でも早く、一戸でも多くの仮設住宅が供給できるのではないのでしょうか。

今までですと、都道府県さんからプレ協にあっせん要請が来て、それを受けプレ協から県さんにあっせんするという形で回答しておったところでございますけれども、権限が移譲されたときでも、指定都市さんからまず県さんのほうに、どこそこに幾つの仮設住宅をつくってほしいという要請をされまして、それを今度県のほうからプレ協のほうにあっせん要請をいただくということで、直接指定都市さんから来るのではなくて、やはり都道府県さんでまとめたものをプレ協へ要請するというので、一本化すると言いますか、そういう形で流れが進めば良いかなということで書かせてもらっております。

これが別々に来ますと、資料3-1に書いてございますような、いろんな支障が起きるだろうということで、できましたら、この流れに沿ってやっていただければ、プレ協としても言いますか、団体のほうとしても非常にありがたいし、何遍も言いますけれども、一日でも早く多くの仮設住宅が提供、供給できるのではなからうかというところがございます。

簡単ですけど、以上でございます。

**【福和教授】** このスキームで特段問題がないかどうか、名古屋市さんのほうはいかがでしょう。

**【加藤課長】** 基本的には、仮設住宅の仕様の共通化・統一化という観点がやっぱり必要だなと思っておりますので、一義的には広域の調整の中で、都道府県においてある程度一定の調整をしていただいた上で、プレ協さんを通じて指定都市のほうに供給をされるという考え方がやっぱり一般的じゃないかなと思っております。

**【福和教授】** 全体として、このあたりで合意ができそうな感じがいたしますが、県庁

さんのほうも、こんな形であれば今までと大きな差はないですからね。より市役所さんの力を実務面で借りするということであって、むしろ全体のスキームとしては、従来の枠組みに近いものというところが落としどころになっているのかなと思います。これで、全体として支援が有効に活用できるという意味では前に進むような気がいたしますが、いかがでしょうか。

**【徳森住宅対策部長】** 私どもも木造の仮設に絡んでいますので、今プレ協さんのこの図に基づいてお願いをしておきたいなと思うのは、これまでプレ協さんと都道府県は、我々もそうなのですが、この2、4、3、6の流れの中の災害時協定を結ばせていただいておりますので、この1と5の関係の調整機能といいますか、協定と言うのかわかりませんが、結んでいただく必要がございますし、我々建設業者をあっせんする場合でも、今までは都道府県と建設業者の契約関係で済んでいたものが、今後は指定都市さんと契約を結ばなきゃいけないということになりますので、必然的にプレ協さんと同じように、都道府県と結ぶほかに、指定都市さんとも災害協定を結ぶ必要が出てくるということなので、その辺もぜひ共有いただければと思います。

**【福和教授】** 当然そういうことになってくると思います。

逆に言うと、こういうものができることで、今までよりも県庁さんと政令市さんとの間でやりとりをする機会が増えるから、そのことが一番のプラス面になるのかもしれないですね。

そうすると、このぐらいまでお話をできて、大事な論点がたくさん指摘もされてきました。こういった重要なことがきちんと議論をされて、それが実効性あるものにしていただくことが、今回のこの協議の場の一番大切なことだと思っております。できれば少し広域の問題も含めて、せっきやくここまで議論が進んできましたので、ここで終わりにすることなく、ぜひこういった場を、県庁さんがつくっていただくのもよし、あるいは皆様のほうで、ぜひこういった協議の場が、もう少し何か議論を深めるために必要であるから続けるというのであれば、そのことも内閣府さんのほうは、全く拒絶するものではないというふうにも伺っております。ただ、前に進めようとする、ここにもうちょっと、中部地整さんみたいなプレーヤーもいたほうが進めやすいと思いますし、物資の供給の話と仮設の話と一緒に議論するのも多分プレーヤーが違ってやりにくい面もありそうな気がしますから、こういう場をどういうふうこれから進めていくべきかというのは、できれば県庁さ

んと市役所さんで協議をいただいた上で、今後のありようを考えていただけるといいかなと思います。もうちょっとこれをやったほうがいいということであれば、その上で内閣府のほうに、もう一回ぐらいこれをやってよと、後日でもいいですよ、それをお願いするのは。

**【安藤企画官】** 内閣府としては別にこの会議を引き続きやるということは全然否定はしておりませんし、拒絶というふうに先生はおっしゃられましたけれども、それはむしろ内閣府としてはウェルカムですので。

ちょっとよろしいですか。

非常に今日、議論がどうしてもこれ、会議をお願いしたときから、事務委任という形でやらせていただいている一方で、今、権限移譲というような形で、災害救助法の法改正のほうも動いているという状況で、両輪をにらみながらやっていただいている、この場としては、この場を立ち上げるに当たっては、権限移譲のための会議というわけではなくて、ニュートラルに議論していきましょうねという形でお願いをしていただくという前提で始めさせていただいたと思います。

そうした中で、今回愛知県さんと名古屋市さんが、この資料2のような形で、具体的に議論をするためのたたき台という形でつくっていただいたことというのは、非常にこの地域においても、南海トラフということに備えるに当たって非常に有効なきっかけだったのだと思っております。これは、災害救助法の事務委任であろうが、指定都市に権限移譲されたとしても、いずれにおいても使える仕組みであり、かつ、これは法改正だとか事務委任だとかのやり方にかかわらずご議論をしていただかないといけないというものでございますので、引き続き、県、市のほうでより内容を詳細に詰めていただければと思っておりますし、また、我々といたしましても、先ほど申し上げたとおり、この場がいいということであればおつき合い、おつき合いという言い方も変ですけど、また開催することもさせていただきますので、引き続きよろしく申し上げます。

**【福和教授】** 頼もしい発言をしていただきましたので、ぜひ今後に期待をしたいと思います。

ちょうどこれから南海トラフの地震の問題もいろんな検討が始まろうとしていますから、こういう議論がされたタイミングも悪くないときだと思っておりますので、ぜひ。

**【橋本主幹】** 今、福和先生から力強く後ろから押していただいたような気分でございます。先ほど勉強会みたいなので整理していきたいなという話を申し上げたのですが、私

の思いとしては、県と名古屋市だけでなく、ほかの市町村を置き去りにしてここでやる・やらないというのも、どうなのかと。ちょっと後ろ向きにもとられるかもしれないんですけど、ここでやる・やらないということじゃなく、こういったことが必要だという内閣府さんの先ほどのお話も当然そのとおりだなということで受けとめておりますので、県内の市町村を含めていろんな関係機関に入っていただいて、必要な形をつくりつつ、柔軟に勉強をするなり整理するなりしていきたいなと思っております。

**【福和教授】** 今、最後に橋本さんのほうから、今後も何らかの形で勉強会をし、勉強だけしてじゃだめなので、勉強に基づいて何らかの制度設計につなげていくということをご発言いただきましたから、次は託せそうであるということで、今日のこの場はこれで閉じさせていただくということでよろしいでしょうか。

中部でこういった議論がとりあえずできたというのは大変よかったと思います。年度末の最後の最後のところ、ほんとうにありがとうございます。

**【安藤企画官】** 会議は主催させていただきましたが、内閣府のほうから最後、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

この会議、1月に、それぞれ愛知県さん、名古屋市さんをお願いをし、各業界団体さんに、無理な日程調整の中、2月、3月とまさに年度末でお忙しいところを開催させていただきましたことにありがとうございました。

先ほども私、発言させていただきましたけれども、今回ご議論していただいた広域調整だとか資源配分だとかという議論というのは、これはほんとうに必要な議論であり、これは災害が起きたときに、事務委任においても、極論を言うと資源の先取り論というのは多分起こり得るという中で、今回、非常によく整理していただいたと思います。

内閣府としては、実務検討会報告にも明記させていただいたとおり、災害救助法の改正というのが適切という立場でございますので、そこに向けての調整をさせていただきますが、通常の業務で行っていく中での事務委任だとか、また、その法改正の中でも、今回いただいたような課題というものを必ず生かしていただいて、よりよい制度設計というものができるように進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は短い時間で、慌ただしい会議の中、ほんとうにありがとうございました。

**【福和教授】** それでは、本日のこの協議の場はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —